第五十一条第一項及び第二項	受給権者に係る
第五十一条第三項	の受給権者の生存
	当該受給権者の生存
第五十三条第一項	十日以内に
第五十三条第四項	第二条の五第一項第二号から第四号まで
	第二号等障害厚生年金
第五十四条第一項	十日以内に
第五十四条第三項	第二号等障害厚生年金
第五十五条第三項	ときは、
第五十六条の二第六項	第二号等障害厚生年金
第五十七条第一項	法第九十八条第四項の規定による障害厚生年金
	とする。
第五十七条第四項	第二号等障害厚生年金
第五十八条第一項第六号	イ及びロ
第六十条第一項第八号	又は業務上
第六十条第一項第十四号	イ及びロ
第六十条第三項第九号の二	共済組合の
、当該共済組合	
国民年金法施行規則	
第六十条第三項第十二号	第九号、第十一号、第十三号又は第十五号

受給権者又は加給年金額の対象者に係る	の受給権者若しくは加給年金額の対象者の生存
当該受給権者又は加給年金額の対象者の生存	
速やかに	第二条の五第一項第一号、第二号又は第四号
第一号等障害厚生年金	
速やかに	第一号等障害厚生年金
第一号等障害厚生年金	ときに、併せて組合が支給する障害厚生年金の払渡希望金融機関の変更を届け出たときは、
第一号等障害厚生年金	
障害厚生年金	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
第一号等障害厚生年金	
イ	
又は公務上若しくは業務上	
イ及びロ	
第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の	
当該共済組合	
それぞれ国民年金法施行規則	
第十七号	

該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）	
第六十条の二第一項第三号	イ及びロ
第六十一条第一項第四号	第二条の五第一項第二号から第四号まで
第二号等遺族厚生年金	
第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第七十条第一項	十日以内に
第七十条第四項	第二号等遺族厚生年金
第七十一条第一項	十日以内に
第七十一条第三項	第二号等遺族厚生年金
第七十二条第一項第三号	イ及びロ
第七十二条第三項	ときは、
第七十三条の二第六項	第二号等遺族厚生年金
第七十四条第一項	法第九十八条第四項の規定による遺族厚生年金
	とする。
第七十四条第四項	第二号等遺族厚生年金
第七十六条の三	法附則第二十九条第九項において準用する法第九十八条第四項の規定による脱退一時金
第七十八条の六第五項	法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）
第七十八条の十一第三項及び第七十八条の十九第三項	第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間

該当する者	
第二条の五第一項第一号、第二号又は第四号	
第一号等遺族厚生年金	
速やかに	
第一号等遺族厚生年金	
第一号等遺族厚生年金	
速やかに	
第一号等遺族厚生年金	
第一号等遺族厚生年金	
イ	
ときに、併せて組合が支給する遺族厚生年金の払渡希望金融機関の変更を届け出たときは、	
第一号等遺族厚生年金	
遺族厚生年金	
	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
第一号等遺族厚生年金	
脱退一時金	
第一号厚生年金被保険者期間、法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）	
第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間	